

令和5年8月24日開会

第756回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第1号	5頁



# 公民館運営審議会委員名簿(案)

任期 令和5年9月1日～令和7年8月31日  
定数 15名以内

委員氏名	生年月日	住所	選出区分	備考	新・再
山本 明美	S40.5.2		学校教育関係者	第二田名部小学校校長	新
山本 陽子	S18.11.27		社会教育関係者	下北美術展(高校・一般の部)審査員	再
辻 登志雄	S23.3.14		学識関係者	元大湊中学校校長	再
荒 正典	S34.1.12		社会教育関係者	下北美術展(高校・一般の部)審査員 荒カメラ店自営	再
吉田 成人	S38.7.9		社会教育関係者	むつ商工会議所 副会長 有限会社吉田ペーパーカーリー自営	再
菊池 時男	S26.12.28		社会教育関係者	画家・下北美術展(高校・一般の部)審査員 元JR東日本勤務	再
山本 昭子	S25.7.24		社会教育関係者	元銀行員 下北を知る会事務局員	再
室館 幸一	S33.8.18		学識経験者	大畑中央保育園勤務 元第二田名部小学校校長	再
坪 二三子	S23.2.3		社会教育関係者	むつ市連合婦人会長	再
春藤 千秋	S37.2.28		家庭教育関係者	元川内町公民館運営審議会委員 社会教育指導員	再
山崎 幸悦	S31.1.1		社会教育関係者	行政相談員・地区会長・民生委員	新
田 中 匡	S42.1.19		社会教育関係者	大畑地区子ども会育成連合会副会長	再
和田 榮子	S22.4.17		社会教育関係者	大畑町婦人会会長 むつ市民大学運営委員	再
角谷 恵子	S40.8.9		社会教育関係者	むつ市保健協力員 大畑野沢地区会長 教育サポート	再
片川 純子	S32.4.12		社会教育関係者	元むつ市役所職員、人権擁護委員 むつ市保健協力員(脇野沢地区)	再

学校教育関係者 1名 社会教育関係者 11名 家庭教育関係者 1名 学識経験者 2名  
計15名(新任2名、再任13名)

## 公民館運営審議会委員 退任者・新任候補者一覧

退任者	新任候補者	備考
氣仙 宏（学校教育関係者）	山本 明美（学校教育関係者）	むつ市校長会推薦
佐々木 絵理子（家庭教育関係者）	山崎 幸悦（社会教育関係者）	

## 公民館運営及び公民館運営審議会に関する関係法令等

### 社会教育法抜粋

(公民館の目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### むつ市公民館条例抜粋

(公民館運営審議会)

第5条 むつ市中央公民館に、むつ市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）を置く。

- 2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第6条 委員の定数は、15人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### むつ市公民館規則抜粋

(審議会の構成等)

第4条 むつ市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、むつ市中央公民館長（以下「館長」という。）が招集する。

- 2 審議会は、必要により開催する。
- 3 館長は、審議会の審議の結果を教育委員会に報告しなければならない

(審議会の会議)

第6条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 前項の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



# 学校給食配送車両

配備場所：（仮称）むつ市防災食育センター



車種 いすゞ エルフ（保冷車）

## 【主な仕様】

車両寸法	全長	6,560mm
	全幅	2,190mm
	全高	3,020mm
最大積載量	2,800kg	
車台構成	ワイドキャブ ディーゼルエンジン	
駆動方式	四輪駆動	
トランスミッション	手動変速付きオートマチックトランスミッション	
バックドア形状	シャッター式フルロールアップドア	
主要安全性能	○車間距離警報 ○誤発進抑制機能 ○車線逸脱警報 ○電子式車両姿勢制御システム	
その他主要装備	○テールゲートリフター ○バックカメラ ○ドライブレコーダー ○寒冷地仕様	

